



いわふね市民法律事務所

主な弁護士費用 (標準額)

1 法律相談料

- ◎ 初回相談 …………… 30分ごとに 2,750円
※法テラス民事法律扶助制度その他の支援制度を利用できる場合は無料となります。
- ◎ 2回目以降の継続相談 …… 30分ごとに 5,500円
★出張相談の場合には、移動時間に応じ5,500円(片道30分未満)～11,000円(30分以上)を加算

2 書面作成手数料

- 内容が簡明なもの …………… 1通あたり 33,000円
- 内容が複雑なもの …………… 1通あたり 55,000円
- 内容が特に複雑なもの …… 1通あたり 110,000円

3 鑑定料

- 事案が簡明なもの …………… 33,000円～55,000円
- 事案が複雑なもの …………… 77,000円～165,000円
- 事案が特に複雑なもの …… 220,000円以上

4 一般民事事件

請求する(される)経済的利益の額	着手金	報酬金
250万円まで	220,000円	得られた経済的利益の11%
250万円を超え 350万円まで	275,000円	
350万円を超え 500万円まで	330,000円	
500万円を超え 750万円まで	385,000円	
750万円を超え 1000万円まで	440,000円	
1000万円を超え 1500万円まで	495,000円	
1500万円を超え 2000万円まで	550,000円	
2000万円を超え 2500万円まで	605,000円	
2500万円を超え 3000万円まで	660,000円	
3000万円を超え 4000万円まで	715,000円	
4000万円を超え 5000万円まで	770,000円	
5000万円を超える場合	1000万円ごとに110,000円を加算	

★示談交渉のみで解決した場合には、着手金の額を2分の1に減額

5 特殊な損害賠償請求事件 (特殊詐欺事件、医療過誤事件)

特殊詐欺事件	着手金	報酬金
事実調査及び示談交渉	165,000円	得られた経済的利益の16.5%
仮差押・仮処分申立てをする場合	110,000円を加算	
訴訟を提起する場合	4. 一般民事事件と同額	

医療過誤事件	着手金	報酬金
事実調査及び示談交渉	220,000円	得られた経済的利益の16.5%
証拠保全を実施する場合	110,000円を加算	
訴訟を提起する場合	請求額3000万円まで 550,000円 3000万円を超える場合 660,000円	

6 個人任意整理事件

	着手金	報酬金
債務減額のみ	債権者数×33,000円 (上限330,000円)	なし
過払い金		回収額の16.5%
示談回収 訴訟回収		回収額の21%

7 個人再生事件

	着手金	報酬金
個人再生	330,000円	なし
住宅ローン特別条項がある場合	440,000円	

8 個人自己破産事件

	着手金	報酬金
一般	220,000円	なし
法人代表者・個人事業主 著しい免責不許可事由がある方	事案の難易度により 330,000円から550,000円	

★過払い金を取り戻した場合は、上記6(個人任意整理事件)に定める報酬金と同額を報酬金に加算

9 会社再建・整理事件

	着手金	報酬金
破産・任意整理	550,000円以上	なし
民事再生・ADR等事業再生	1,100,000円以上	1,100,000円以上

10 不動産明渡し・境界に関する事件

	着手金	報酬金
明渡し事件	賃料不払いの場合 330,000円 その他の理由 440,000円	330,000円 440,000円
境界に関する事件	550,000円以上	550,000円以上

★未払賃料を回収した場合には、回収した額の11%を報酬金に加算

11 相続関係事件

着手金	報酬金	
4. 一般民事事件と同額	遺産の範囲 あるいは 相続分に 争いがない部分	争いがある部分
	得られた経済的利益の3.3%	得られた経済的利益の11%

12 遺言作成

	手数料
事案が簡明なもの	110,000円～165,000円
事案が複雑なもの	220,000円～330,000円

13 成年後見等開始申立て

	手数料
事案が簡明なもの	165,000円
事案が複雑なもの	220,000円

14 婚姻関係・親族関係事件

▶ 離婚等請求・親子関係不存在確認

	着手金	報酬金
交渉・調停	220,000円～330,000円 (財産的請求を伴う場合には 4. 一般民事事件と同額)	220,000円 (経済的利益を得られた場合 には得られた額の11%を加算)
調停不調後の訴訟提起	追加着手金 165,000円 (財産的請求を伴う場合には 4. 一般民事事件と同額)	330,000円 (経済的利益を得られた場合 には得られた額の11%を加算)
訴訟単独	330,000円 (500万円を超える財産的請求を 伴う場合には4. 一般民事事件と同額)	330,000円 (経済的利益を得られた場合 には得られた額の11%を加算)

▶ 面会交流・子の引渡し請求

	着手金	報酬金
調停着手金	220,000円 (離婚等請求と関連する 場合には55,000円)	220,000円 (離婚等請求と関連する 場合には110,000円)
調停不調後の審判	追加着手金 55,000円～110,000円	330,000円 (離婚等請求と関連する 場合には220,000円)
人身保護請求	330,000円	330,000円

▶ 婚姻費用・養育費請求

	着手金	報酬金
調停	165,000円 (離婚等請求と関連する 場合には0円)	婚姻費用、養育費の 3年分の額の11%
調停不調後の審判	追加着手金 55,000円 (離婚等請求と関連する 場合には0円)	
被請求	被請求額の3年分の額を経済的利益として、4. 一般民事事件と同額	

15 民事保全事件

- 受任中事件に関連して行うもの …………… 手数料110,000円
- 単独で行うもの …………… 着手金、報酬金とも4. 一般民事事件と同額

16 民事執行事件

- 受任中事件に関連して行うもの …………… 債権差押 手数料33,000円
動産・不動産差押 手数料110,000円
- 単独で行うもの …………… 着手金 4. 一般民事事件の2分の1の額
報酬金 4. 一般民事事件と同額

17 成人刑事・少年事件

	着手金	報酬金
成人捜査	◎事案簡明な自白事件 …… 220,000円 ◎それ以外 …………… 330,000円以上	◎不起訴 …… 220,000円 ◎略式罰金 …… 165,000円
成人公判・少年事件	◎事案簡明な自白事件 …… 275,000円 ◎それ以外 …………… 440,000円以上	◎無罪 …………… 550,000円以上 ◎認定落ち・不処分 …… 330,000円以上 ◎執行猶予・保護観察 …… 275,000円 ◎求刑の8割以下に 減刑された場合 …… 220,000円

★成人事件で勾留準告、勾留執行停止、保釈、保釈準告の各申立てを行う場合は、申立て1回につき手数料110,000円

18 出廷日当

調停期日への出廷が3回を超えた場合 1回あたり11,000円

19 出張日当

- 県央・中越・庄内 …………… 1回あたり11,000円
 - 上越・佐渡 …………… 1回あたり16,500円
 - 県外(庄内を除く) …………… 1回あたり22,000円
- ★交通費別途

用語の説明

法律相談

依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談、メールによる相談を含む。)の対価をいいます。

着手金

事件または法律事務(以下、「事件等」という)の性質上委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

手数料

原則として一回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等について委任事務処理の対価をいいます。

鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(その拘束が当該類型の委任事務処理の内容として当然予定されていると解されるものを除く)の対価をいいます。

※ 当事務所では、以下に該当する場合には、ご相談・ご依頼をお受けいたしかねます。

- ① 暴力団等の反社会団体、反倫理団体ならびに当該団体に属する方からのご相談またはご依頼(刑事団選弁護等の裁判所委嘱事案を除く)
- ② 公序良俗に反する可能性がある事件
- ③ 信義誠実の原則に反する可能性がある事件
- ④ 権利濫用の可能性がある事件